

## 丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会設置要綱第8条の規定に基づき、丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の公開等）

第2条 委員会の会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、委員長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に関しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

（意見聴取等）

第3条 委員会は、必要と認めるときは、委員会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、次の事項に関して意見聴取等を行わすことができる。

- （1）関係者への意見聴取に関すること。
- （2）委員会で必要と認める情報の収集に関すること。
- （3）その他委員会が必要と認める事項

2 前項の場合において、指名委員は、その結果を委員会の会議で報告するものとする。

（傍聴に関する事項）

第4条 会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（会議録の作成）

第5条 健康福祉部自立支援課は、委員会の会議内容を要約した会議録を作成するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年6月24日から施行する。